

成年後見制度利用促進に係る取組状況等について

令和4年5月18日

厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課成年後見制度利用促進室

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

・成年後見制度利用促進の体制整備の状況について



成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査結果(令和3年度概要版抜粋)

調査対象:全1,741市町村及び全47都道府県

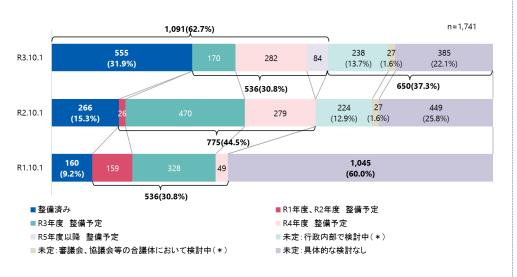
調査時点:令和3年10月1日(一部の調査項目は令和2年度実績等)

※数値は速報値であり、今後変動する可能性がある。

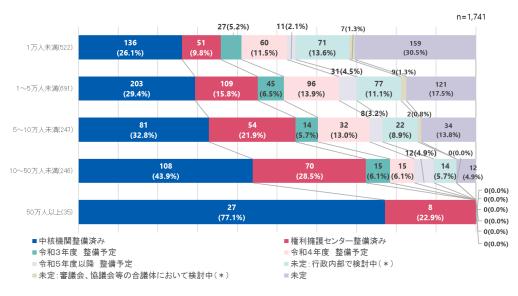
1 中核機関の整備状況

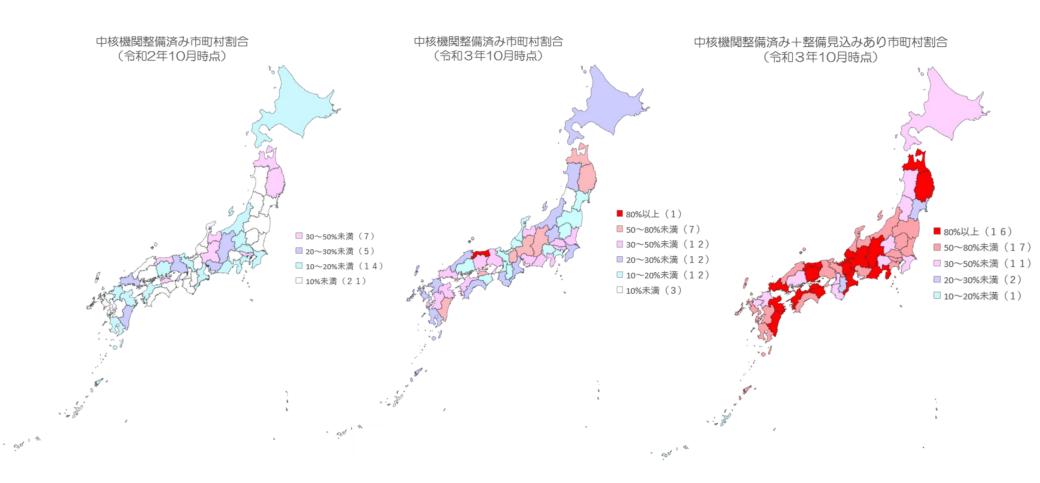
<整備済(R3.10時点): 555市町村(31.9%)⇒ 整備済+整備見込あり:1,091市町村(62.7%)> 【令和6年度末KPI:1,741市町村】

●中核機関の整備状況、整備(予定)時期 <全体>



●中核機関等の整備状況、整備(予定)時期 <自治体規模別>

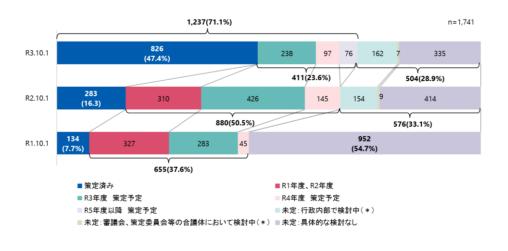




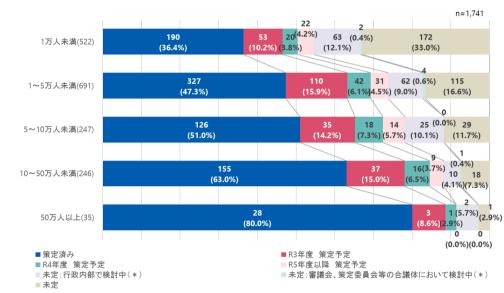
市町村計画の策定状況

<策定済(R3.10時点):826市町村(47.4%)⇒ 策定済+策定見込あり:1,237市町村(71.1%)>【令和6年度末KPI:1,741市町村】

●市町村計画の策定状況、策定(予定)時期 <全体>



●市町村計画の策定状況、策定(予定)時期 < 自治体規模別>

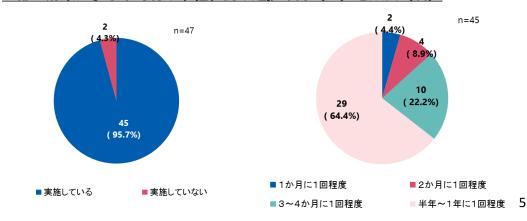


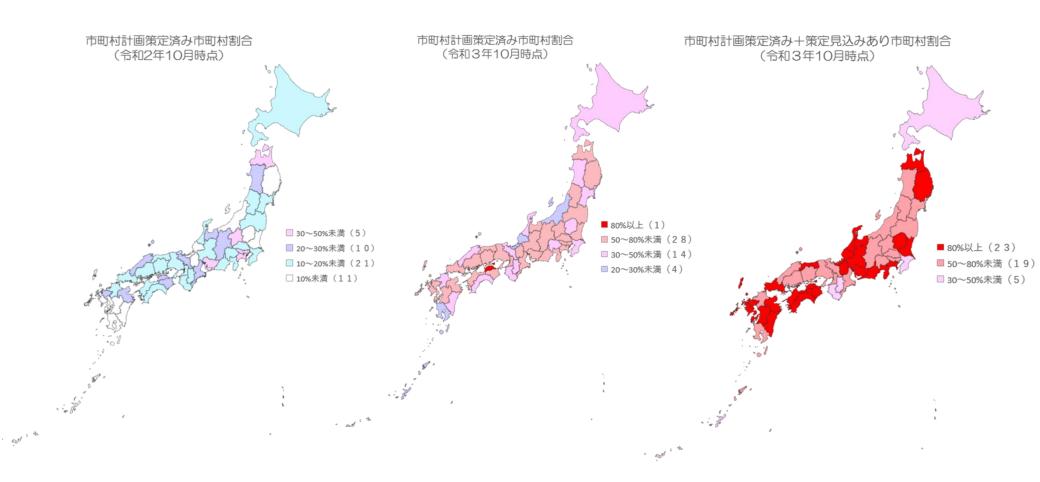
都道府県の取組状況

●都道府県における主な取組状況



●都道府県による市町村の取組状況の進捗確認(左)と頻度(右)





・地域連携ネットワークづくりに関する取組について



地域連携ネットワークづくりに関する厚生労働省の取組の概要

- 厚生労働省では、すべての市町村において、権利擁護支援の地域連携ネットワークが構築されることを目指し、中核機関の整備や市町村計画の策定といった市町村の体制整備を推進する取組を実施。
- 引き続き、これらの取組を進めるとともに、第二期計画で K P I が掲げられた都道府県の機能強化や担い手の確保・育成等に 資する取組のさらなる推進も行う。

市町村の体制整備の推進に関する取組

- ① 市町村・中核機関職員向け研修(基礎・応用)、都道府県等職員向け研修の実施(令和元年度~)。
- ② 市町村の実践例等を紹介する「市町村セミナー」の開催(平成30年度~)。
- ③ 市町村・中核機関等から体制整備や困難事案等の個別相談を受ける「窓口(K-ねっと)」を全社協に開設(令和2年度~)。
- ④ 市町村職員等が、全国の取組状況の検索や情報交換を行うことができる「ポータルサイト(成年後見はやわかり)」を開設(令和2年度~)。
- ⑤ 「体制整備の手引き」「実務の手引き」「中核機関の立ち上げ・先駆的取組事例集」「市町村計画策定の手引き」「都道府県による市町村支援ガイド」の作成(平成29年度~)。
- ⑥ 市町村等に最新の動向を周知する「ニュースレター」の発行(平成30年度~令和4年度で、第31号まで発行)。

第二期計画を踏まえた更なる推進に関する取組

- ① 市町村・都道府県に対して、第二期計画の施行通知及びKPIの考え方を示す事務連絡を発出。
- ② <u>都道府県の機能強化</u>を図るための<u>研修カリキュラム等の作成</u>(令和3年度)と、都道府県の取組を推進する<u>補助事業の創設</u>(令和4年度~)。
- ③ 都道府県等が意思決定支援に関する研修を実施できるようになることを目的とした<u>「意思決定支援研修」の実施</u>(令和2~3年度)。 また、<u>厚生労働省による研修指導者の養成</u>及び<u>都道府県による意思決定支援研修の実施を推進する補助事業の創設</u>(令和4年度~)。 その他、各種意思決定支援に係るガイドラインに共通する理念や考え方の整理などを行う研究事業の実施(令和4年度)。
- ④ 意思決定支援や身上保護の内容を含める等「市民後見人養成研修カリキュラム」の見直しの検討(令和4年度)などの実施。
- ⑤ 全国で<u>成年後見制度利用支援事業を適切に実施するための留意事項の整理に向けた現状や未実施理由の把握</u>などの実施(令和4年度)。
- ⑥ <u>市町村長申立て基準及び虐待等の緊急事案における親族調査の基本的な考え方の通知発出</u>(令和3年度)とフォローアップ(令和4年度)などの実施。

成年後見制度利用促進体制整備研修の実施【令和元年度~】

- 体制整備に関する基本的な考え方を全国に浸透させるため、成年後見制度や権利擁護について体系的かつ網羅的に学ぶことが できる市町村・中核機関等職員向け研修(基礎・応用)、都道府県等職員向け研修を実施。
- 〇 令和元年~3年度の3か年で、延べ4,248名が研修を受講(基礎研修:延べ2,064名、 応用研修:延べ1,884名、 都道府県担当者研修:延べ300名が受講)。
- 令和2年度からはオンラインでの実施にしたことにより、中山間地や島しょ部等からの参加者数が増加。また、令和3年度は 第二期計画に向けて都道府県やその関係者への呼びかけを強化したことで、都道府県等職員向け研修の参加者数が増加。

		基礎研修	応用研修	都道府県担当者研修
	対象	市町村、中核機関、権利擁護センター、市町 村社会福祉協議会等の職員	中核機関、権利擁護センター、市町村社会福 祉協議会等の職員	都道府県担当者、都道府県社会福祉協議会等の職員
	手法等(R3)	オンデマンド配信+ライブ配信(2日間)	オンデマンド配信+ライブ配信(3日間)	ライブ配信(1日)
	内容等	 ○ 権利擁護支援の基本的な考え方、地域連携ネットワークの全体像等の理解を目的として実施。 ○ 具体的には、関連制度に関する基礎的な講義や、地域連携ネットワーク、市町村申立、意思決定支援、広報、相談等に関する事例を踏まえた演習を実施。 	 ○ 中核機関職員として求められる実践的なスキルの習得を目的として実施。 ○ 具体的には、意思決定支援、受任調整、後見人支援等に関する事例を踏まえた応用的な演習を実施。任意後見・補助・保佐類型の相談対応についても、講義・演習を実施。 	○ 都道府県研修の企画立案・運営に関する 手法、最新の施策動向などの理解を目的として実施。○ 具体的には、都道府県が果たすべき役割や他の都道府県における効果的な市町村支援策等を紹介。
延	令和元年度	651名	4 4 7名	8 1 名
延べ受	令和2年度	1,058名	881名	104名
受講者数	令和3年度	3 5 5名	5 5 6名	115名
数	合計	2,064名	1,884名	3 0 0名

権利擁護支援体制全国ネット(K-ねっと)の開設【令和2年度~】

- 市町村、中核機関等における相談体制の強化を図るため、令和2年度より、相談窓口(愛称:K ねっと)を全国社会福祉協議 会に設置(国の委託事業)。
- 専用ダイヤル及び専用メールアドレスを設け、専門職団体(日本弁護士連合会、成年後見センター・リーガルサポート、日本社会福祉士会)や自治体職員などのアドバイザーや、専門相談員(成年後見制度や権利擁護支援の相談対応歴の豊富な社会福祉士)の助言を受けながら、相談に応じている。
- 相談実績(R3.4.1~R4.3.7)は、166件(うち、電話による相談が80%(132件)、メールによる相談が20%(34件)。)となっている。
- K-ねっとに寄せられる相談は、市町村職員からのものが多い。また、相談内容は、体制整備についてが38%(63件)と最も多く、以下、個別事例の対応についてが25%(42件)、成年後見制度についてが13%(22件)の順になっている。

◆ K-ねっとの実施スキーム

- ●研修通りに進めてもうまくいかない…
- ●先進事例を教えてほしい…
- ●○○との連携をどうしたらよい?
- ●対応に困っているケースの助言がほしい。

自治体・中核機関

1相談

②助言

連携

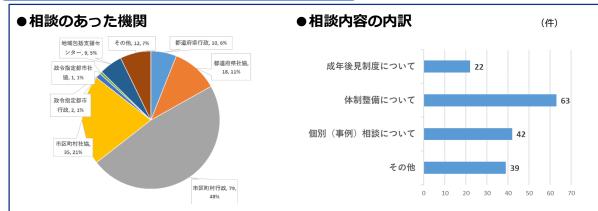
K-ねっと(全社協)

- ●アドバイザー
 - ・日本弁護士連合会
 - ・成年後見センター・リーガルサポート
 - ・日本社会福祉士会
 - ・自治体職員
- 専門相談員



厚生労働省 成年後見制度利用促進室

◆ K-ねっとの相談実績等(令和4年3月時点)



●相談内容の主な例

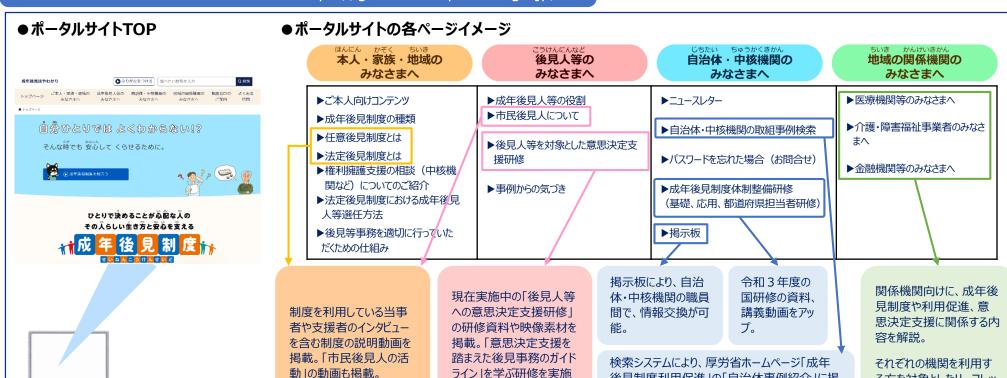
中核機関関係	○ 中核機関を設置した場合の効果を知りたい。活用できる財源を知りたい。
協議会関係	○ 協議会でどのような議題を取り扱うと有益な議論ができるか。
市町村計画関係	○ 市町村計画と地域福祉計画を一体的に策定している事例が知りたい。
担い手関係	○ これから市民後見人の育成を行いたいが取組の進め方を教えて欲しい。○ 法人後見の受任先を増やしてきたいので、他の自治体の取組を知りたい。
利用支援事業関係	○ 交付要綱を作成するため、助成額の基準が知りたい。
市町村長申立て関係	○ 親族調査や意向確認の範囲や、ルールについて教えてほしい。 ·

る方を対象としたリーフレッ

トをプリントアウト可能。

- 本人・家族等の利用や、自治体・中核機関の取組が促進されるよう、任意後見・補助・保佐等の広報・相談強化の取組の一環と して、令和2年度よりポータルサイトの運営を実施。
 - サイトには、保佐を利用している知的障害者・精神障害者、任意後見契約をしている高齢者、活躍している市民後見人のイ ンタビューを含む制度説明動画のほか、令和3年度の体制整備研修や意思決定支援研修の研修資料・動画等も掲載。
- その他、任意後見制度や成年後見制度の適切な利用を呼びかけるポスターや、障害のある当事者向けの制度説明パンフレットを 制作し、全国の自治体に展開。
- 令和4年度は、オンラインを通じて、自治体職員や各種アドバイザーの交流を促す取組を実施予定。

◆ サイト名:成年後見はやわかり (URL: https://guardianship.mhlw.go.jp/)



する際にも活用可能。

後見制度利用促進」の「自治体事例紹介」に掲

載している取組事例について、人口規模やキー

ワードなどで検索可能。

第二期計画を踏まえた更なる推進に関する取組

(令和3年度社会福祉推進事業「都道府県の支援体制強化のための研修のあり方調査研究事業」)

- 令和3年度の社会福祉推進事業(実施主体:日本司法支援センター)として、成年後見制度利用促進及び権利擁護支援に係る活動等から、地域連携ネットワーク強化等に関する課題を把握した上で、都道府県で活動するアドバイザーを効果的に養成するための研修プログラムを作成することを目的とした調査研究を実施。
- 都道府県・都道府県社協職員や専門職などをモニターとしたモデル研修の試行実施などを通じて、研修プログラムを作成。
- 令和4年度からは、得られた研究成果を基に、「成年後見制度利用促進体制整備研修」として都道府県機能強化研修を実施する。

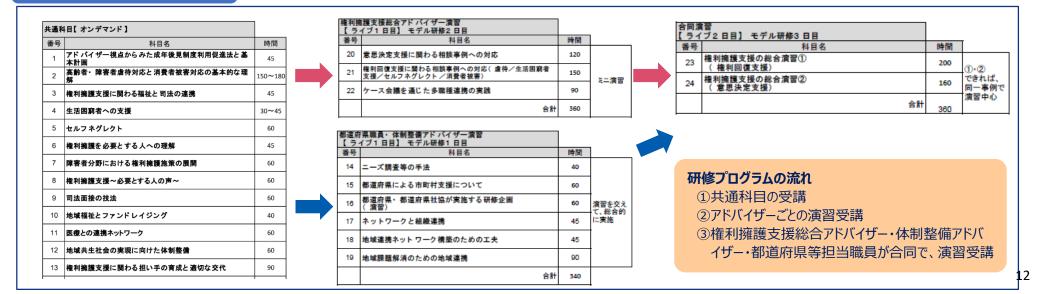
◆ 養成を進めるアドバイザー等について

○ 権利擁護支援総合アドバイザー

高齢者・障害者虐待対応、セルフネグレクト対応、消費者被害対応、成年後見首長申立て、生活困窮者支援、意思決定支援等の事例に総合的に詳しい専門職。 弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職を想定。

- 体制整備アドバイザー・都道府県等担当職員
 - ① 地域の社会資源・地域資源の活用や連携に詳しい職員。都道府県社会福祉協議会職員等を想定。
 - ② 自治体の連携や施策立案等に詳しい職員。都道府県担当者等を想定。

◆ 研修プログラムについて



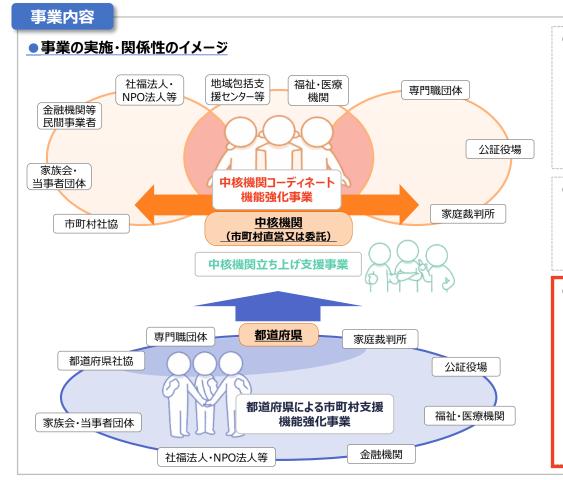
自治体・中核機関における権利擁護支援体制の強化

(生活困窮者就労準備支援事業等補助金:「成年後見制度利用促進体制整備推進事業」)

【要旨】

令和4年度予算額(令和3年度予算額) 318,560千円(358,357千円)

- 人口規模が小さく、社会資源等が乏しいことから、中核機関の整備状況が十分でない町村部を含めた市町村の体制整備を 後押しするため、都道府県において、司法専門職や家庭裁判所等と定例的な協議の場を設けるとともに、専門職などによる 助言等が得られる体制づくりを進める。
- 市町村においては、中核機関等の体制整備を進め、中核機関の立ち上げ後は、権利擁護支援の地域連携ネットワークを持続可能な形で運営できるよう、広域的な連携の推進を含め中核機関のコーディネート機能の強化を図る。



○ 中核機関コーディネート機能強化事業 【実施主体:市町村(委託可)】

中核機関における情報収集・相談対応に関する調整機能強化、法的課題解決後の市民後見人への交代等を想定した方針検討等を行う受任者調整、市町村間や近隣中核機関間の連携を図る取組を行う市町村に補助を行う。

<基準額> 1,000千円/取組 (1市町村あたり最大3,000千円) 【加算】①調整体制の強化、②受任者調整の仕組み化、③広域連携の実施

<補助率> 1/2

○ 中核機関立5上げ支援事業 【実施主体:市町村(委託可)】

●市町村での中核機関の立ち上げに向けた検討会の実施等について補助を行う。

<基 準 額> 600千円

<補助率>1/2

○ 都道府県による市町村支援機能強化事業 【実施主体:都道府県(委託可)】

司法専門職や家裁等との定期的な協議と市町村職員向け研修を実施する都道府県 に補助を行う。また、相談窓口を設置し、各アドバイザーの派遣等を行う場合は加算する。

<基 準 額> 1,000千円/必須取組

4,000千円/加算取組 (1都道府県あたり最大10,000千円)

【必須】①司法専門職や家庭裁判所等と定例的な協議の実施

②市町村・中核機関等の職員向け研修の実施

【加算】①体制整備アドバイザーの配置・派遣

②相談窓口の設置と専門的支援アドバイザーの配置・派遣

<補助率> 1/2

後見人等への意思決定支援研修の実施など意思決定支援の推進【令和2年度~】

第二期計画を踏まえ た更なる推進に関す る取組

- 「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」を踏まえた支援を全国的に普及していくため、令和2~3年度の2か年で全47都道府県で、延べ4,678名(令和2年度:15カ所で2,777名が受講申込み。令和3年度:32カ所で1,901名が受講申込み。)の後見人等を対象に研修を実施。また、全国各地の高等裁判所、家庭裁判所からも傍聴を受け入れている。
- 令和4年度からは、本研修カリキュラムを参考に、都道府県等が意思決定支援研修を実施していくことができるよう、厚生労働 省において、研修講師の養成を進める。

◆ 意思決定支援研修のカリキュラム概要

<研修目標>

- 代行決定から意思決定支援へのパラダイムシフトを踏まえた"気づき"を得る
- 後見人が、意思決定支援を踏まえた後見実務にやりがいや達成感を感じて前向きに取り組めるきっかけ作り
- 後見事務における意思決定支援の実施において必要不可欠と考えられる考え方及び知識について習得

章	タイトル	内容
第1章	意思決定支援と代行決定 私のことは、 私とともに 決めてほしい ・ののできなれる のののできない。	①冒頭で、他者から「決めつけられる」という疑似ロールプレイを体験。 ②その上で、意思決定支援の基本的考え方や、「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」における原則について学ぶ。
第2章	後見事務における意思決定支援	後見事務における意思決定支援の体系を解説。研修プログラムを作成するにあたって寄せられた当事者から の声や好事例、残念な事例を紹介。財産管理における意思決定支援の視点も解説。
第3章	意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン	「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」の3つの場面(①支援チームの編成と支援環境の調整、②本人への趣旨説明、③本人を交えたミーティング)について、ガイドライン掲載事例をもとにしたドラマ映像を視聴して話し合うグループワークを実施。グループワークを交えながらガイドラインのプロセスを学ぶ。 場面① 場面② 場面② 本人への趣旨説明 本人への趣旨説明
第4章	Q & A	意思決定支援ワーキング・グループで作成したQ&Aを掲載。

互助・福祉・司法における権利擁護支援の機能強化

(生活困窮者就労準備支援事業等補助金:「互助・福祉・司法における権利擁護支援の機能強化事業」)

【要旨】

令和4年度予算額(令和3年度予算額) 94.000千円(一千円)

- 成年後見制度利用促進が地域・福祉・司法など様々な分野・主体に関わるものであることを鑑み、また今後は、制度の利用 者が増加する見込みであることに対応するため、中核機関による支援のみならず、住民等による「互助」、「福祉」による支援、 「司法」による支援の各々において、権利擁護支援機能を強化することが重要。
- 具体的には、互助・福祉・司法における意思決定支援の基盤づくり、オンライン等を活用した効果的な支援の実施、互助・福 祉等の支援から成年後見制度等への適切な移行を行う取組を進める。

委託や講師依頼

事業内容

互助

司法における権利擁

0

- 市民後見人、福祉・司法関係者等への意思決定支援研修事業 【実施主体:都道府県・市町村(委託可)】
 - ●令和2年度に国において作成した「意思決定支援研修」のカリキュラムや教材等 を用いて、都道府県等において、親族後見人等を対象にした研修を実施する。
 - ●この他、市町村等の実情に応じて、地域の互助・福祉・司法の関係者を対象に、 権利擁護支援の強化を図る研修に取り組む。

<基 準 額> ①意思決定支援研修の実施 1,000千円

②その他、権利擁護支援の強化を図る研修の実施 300千円

<補助率>1/2

厚生労働省 支援チームの編成と カリキュラム・ 本人への趣旨説明 支援環境の調整 教材等の提供 都道府県等 意思決定支援 専門職団体 研修の実施

場面①

都道府県社協

市民後見人·

親族後見人



本人を交えたミーティング

福祉・司法の関係者

- 互助・福祉・司法の効果的な支援を図るオンライン活用事業 【実施主体:都道府県・市町村(委託可)】
 - ●中山間地、離島などの市町村において、司法専門職等の地域偏在により支援 が受けにくい状況等を解消するため、互助・福祉・司法における相談支援等の場 面において、オンラインの活用を図る。

<基準額> 300千円

<補助率>1/2

- 成年後見制度等への移行支援事業 【実施主体:都道府県・指定都市(委託可)】
 - 互助・福祉の支援(例:日常生活自立支援事業など)から、成年後見制度 等への移行を進める取組に対して補助を行う。

〈基 準 額〉 5,000千円

<補助率>1/2



成年後見制度等での支援 が適切な利用者

互助・福祉の支援の利用者

移行支援の実施 成年後見制度の適切な利用へ

取組の例:コーディネーターの配置、市町村長申立所管部署や生活 保護所管部署等との事例検討、定期的なモニタリングとプランの見直 し、司法等専門職団体や医療機関の関与による外部点検など

成年後見制度利用促進現状調査等事業

令和4年度予算額(令和3年度予算額) 10.590千円(-千円)

【要旨】

- 認知症高齢者の増加等、高まる成年後見制度の利用等のニーズに対して、次期基本計画において重要な取組の一つとなる意思決定支援については、対象者ごとのガイドラインがあり、今後は、共通する理念や考え方等を整理した上で更なる推進をしていくことが求められている。
- このことから、国としては、意思決定支援について、より良い運用を推進するため、各種ガイドラインに共通する考え方の整理や、意思決定を行う本人やその家族、意思決定支援に関与する福祉・司法の関係者等の現状認識の把握や分析などを行う調査を実施する。

事業内容

意思決定支援に関する各種現状調査の実施・集計・分析

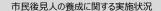
- (1) 既存の各種意思決定支援ガイドラインにおける共通事項等の整理。
- (2) 意思決定を行う本人やその家族等の意向や考え方を把握する調査と、意思決定支援に関与する親族後見人や福祉・司法関係者の各種意思決定支援ガイドラインの運用における現状認識等を把握する調査を実施し、意思決定支援を推進する上で必要となる原則論や共通理念等について把握する。
- (3)調査報告書の作成。

担い手の確保・育成等の推進

中核機関等の整備による権利擁護支援のニーズの顕在化や認知症高齢者の急速な増加が見込まれる中、全国どの地域において も専門職後見人のみならず、市民後見人や法人後見による支援が受けられるよう、以下の取組により担い手の確保・育成等の推 進を図る。

市民後見人の育成

- 令和4年度老人保健健康増進等事業において、
 - ① 平成23年度に策定した「市民後見人養成研修カリキュラム」の見直しを 行い、**意思決定支援や身上保護の内容を含めるなどその内容を充実**させるこ とを検討するとともに、
 - ② 地域において広く権利擁護の支援を行っている市民後見人養成研修修了者 **の活動の状況等について調査**を行い、**活用の推進方策を検討**することを予定。





21.366

(78.5%)

※数値は速報値で あり、今後変動す る可能性がある

同で実施

実施予定

4)未実施

市民後見人の養成者数

■ 市民後見人の養成者数合計

1万6.923名 →1万9.044名 (令和3年4月1日時点までの累計)

うち成年後見人等の受任者数

1,541名 → 1,641名

法人後見の支援員

2.018名 → 2.427名

日常生活自立支援事業の生活支援員

2,566名 → 2,892名

(令和3年4月1日時点)

厚生労働省「令和3年度成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査」(令和3年10月1日現在)

法人後見の担い手の育成

「第二期成年後見制度利用促進基本計画」において、都道府県には法人後見 実施のための研修の実施が期待される旨、記載されたことを踏まえ、都道府県 に対し**「法人後見実施のための研修カリキュラム」の周知を行う**とともに、成 年後見利用促進ニュースレターやポータルサイトも活用しながら法人後見研修 **の積極的な実施について働きかけを行う**等により、都道府県による法人後見研 修の実施について推進していく。

法人後見支援事業の実施状況



法人後見を実施している法人数の内訳

■法人後見を実施している法人数合計 ※1

市町村が把握している※1

901法人 →1.028法人

うち市町村社協及び社協以外 682法人

の社会福祉法人

NPO法人 186法人

その他 160法人

※1 調査日時点で市町村が把握している法人後見 を実施している法人数であることに留意 ※2 内訳については、R3から把握

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活支援室調べ(令和3年10月1日現在)

担い手の確保・育成等の推進に係る助成制度

◆**権利擁護人材育成支援事業**(地域医療介護総合確保基金(介護分))

厚生労働省「令和3年度成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査」(令和3年10月1日現在)

令和4年度予算額 137億円の内数

(参考) 都道府県における取組状況: 令和3年度(実施予定を含む)において、法人後見推進のための研修を実施しているのは15県(31.9%)

成年後見制度の利用に至る前の支援から成年後見制度の利用に至るまでの支援が切 れ目なく、一体的に確保されるよう、権利擁護人材の育成を総合的に推進する。 (対象)(1)権利擁護人材の養成研修

成年後見制度の下で、身上保護等の支援を行う市民後見人の養成研修

(2)権利擁護人材の資質向上のための支援体制の構築

市民後見人への助言・指導など、権利擁護活動の安定的かつ適正な実施 の支援

◆法人後見支援事業

(地域生活支援事業費等補助金)

市町村数:1.741

令和4年度予算額 518億円の内数

後見等の業務を適切に行うことができる法人を確保できる体制を整備するととも に、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援し、障害者の権利擁護を図る。 (対象)(1)法人後見実施のための研修

- (2)法人後見の活動を安定的に実施するための組織体制の構築
- (3)法人後見の適正な活動のための支援
- (4)その他、法人後見を行う事業所の立ち上げ支援など、法人後見の活動の 推進に関する事業

成年後見制度利用支援事業の推進

- 全国どの地域においても、成年後見制度を必要とする人が制度を利用できるようにするため、以下の取組により、**成年後見制** 度利用支援事業の適切な実施を推進。

全国担当課長会議における周知・実施状況の公表

- 令和4年3月開催の全国担当課長会議において、**未実施の市町村に対しては事業を実施**すること、現に実施している市町村に対しては、**市町** 村長申立に限らず本人や親族からの申立も対象とすること、広く低所得者を対象とするような要件の設定とすること等について周知。
- 各市町村における申立費用や報酬に対する助成制度の状況をWebにおいて公表(「成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査結果」)。

調査研究の実施(老人保健健康増進等事業)

○ 令和4年度老人保健健康増進等事業において、全国の成年後見制度利用支援事業の実施状況や未実施理由の詳細を把握するとともに、適切な 実施につなげるための留意事項を整理する予定。

(参考) 成年後見制度に係る申立費用や報酬助成の状況

高齢者関係

n=1,741 / R2.4 1,660自治体/

R3.4 1,683自治体

・申立費用及び報酬両助成あり

1,508自治体・86.6% → 1,563自治体・89.8%

・申立費用助成のみ

25自治体 · 1.4% → 16自治体 · 0.9%

・報酬助成のみ

127自治体・ 7.3% → 104自治体・ 6.0%

・いずれもなし

81自治体・ 4.7% →

58自治体・ 3.3%

障害者関係

※数値は速報値であり、今後変動する可能性がある

n=1.741/R2.4 1,650自治体/

・申立費用及び報酬両助成あり

1,504自治体・86.4% → 1,554自治体・89.3%

・申立費用助成のみ

30自治体・ 1.7% → 19自治体・ 1.1%

・報酬助成のみ

116自治体・ 6.7% → 100自治体・ 5.7%

・いずれもなし

91自治体・ 5.2% → 68自治体・ 3.9%

		申立				類型別		資力	
時点	市区町村長 申立	本人	親族	その他	後見	保佐	補助	生活保護 のみ	y 以外も可 27 1,656 80 1,577
R3.4	1,681	1,055	1,030	859	1,682	1,667	1,665	27	1,656
R2.4	1,637	868	831	659	1,652	1,618	1,612	80	1,577
H31.4	1,658	813	781	636	1,658	1,613	1,604	83	1,575

	申立者別			類型別			資力別		
時点	市区町村長 申立	本人	親族	その他	後見	保佐	補助	生活保護 のみ	生活保護 以外も可
R3.4	1,670	1,043	1,010	861	1,672	1,659	1,658	35	1,638
R2.4	1,616	832	796	623	1,623	1,582	1,573	84	1,541
H31.4	1,642	789	756	629	1,642	1,579	1,571	97	1,545

市町村長申立ての適切な実施

○ 全国どの地域においても、成年後見制度を必要とする人が制度を利用できるようにするため、以下の取組により、市町村申立 てが適切に実施されるよう、実務の改善を図っていく。

◆ 市町村長申立基準等の周知

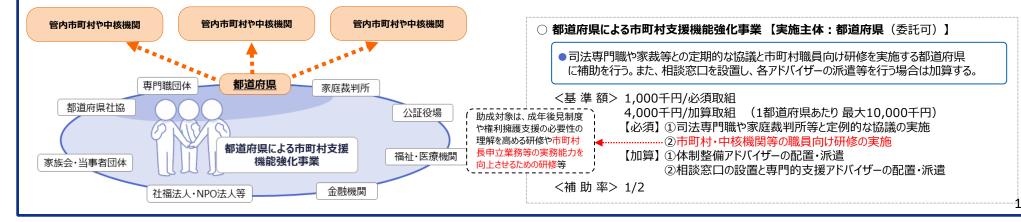
- 自治体関係者や有識者で構成される「成年後見制度における市町村長申立に関する実務者協議」の議論を踏まえ、令和3年11月に**市町村長申 立て基準及び虐待等の緊急事案における親族調査の基本的な考え方を各都道府県・各市町村宛てに通知**※。
- 今後は**全国会議や研修の機会を通じて本通知の周知**を図るとともに、全国の状況のフォローアップを行う。
- ※ 令和3年11月26日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、精神・障害保健課長、老健局認知症施策・地域介護推進課長連名通知

◆ 調査研究の実施(老人保健健康増進等事業)

○ 令和4年度老人保健健康増進等事業において、**全国の市町村長申立ての実施状況や支障事例の詳細の把握**を行うとともに、各自治体の要綱やマニュアル等の好事例の収集・整理を行い、**自治体への提供につながるような事例集のとりまとめを行う**予定。

◆ 市町村長申立て業務の実務能力の向上

〇 令和4年度から、都道府県が**市町村・中核機関の職員等向けに実施する市町村長申立て業務等の実務能力向上のための研修に対する費用助成を 開始**。(「都道府県による市町村支援機能強化事業」成年後見制度利用促進体制整備事業:3.2億円の内数)



・総合的な権利擁護支援策の充実に関する取組について



成年後見制度利用促進現状調査等事業の概要

- 厚生労働省では、権利擁護支援の地域連携ネットワークの一層の充実や機能強化等に向けて、「持続可能な権利擁護支援モデル 事業」に取り組む自治体が、同事業を推進する上での検討事項や留意点の整理を通じて、同事業の実効性を高めることなどを目的 として、以下の内容の調査事業を実施。
 - ① 成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査
 - ② 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりとその持続的な機能強化に向けた検討及び提案に係る調査
 - ②-1. 権利擁護支援に係るネットワーク機能強化促進に向けた検討事項や留意点の整理等
 - ②-2. 都道府県の取組強化(権利擁護意識の醸成、利益相反防止検討)に関する検討事項や留意点等の整理

◆ 検討体制と検討概要について

検討委員会

所属・役職(◎:委員長)							
青木 佳史	日弁連高齢者・障害者権利支援センター副センター長	高橋 良太	全国社会福祉協議会 地域福祉部 部長				
◎ 新井 誠	中央大学研究開発機構 機構教授、日本成年後見法学会理事長	西川 浩之	(公社) 成年後見センター・リーガルサポート 副理事長				
上山 泰	新潟大学 法学部 教授	花俣 ふみ代	(公社) 認知症の人と家族の会 副代表理事兼埼玉県支部 代表				
久保 厚子	(一社) 全国手をつなぐ育成会連合会 会長	星野 美子	(公社) 日本社会福祉士会 理事				
櫻田 なつみ	(一社) 日本メンタルヘルスピアサポート専門員研修機構 理事	矢澤 秀樹	伊那市社会福祉協議会 地域福祉課 権利擁護係、上伊那成年後見センター 所長				
新保 文彦	(一社) 日本発達障害ネットワーク(JDDnet) 政策委員	山野目 章夫	早稲田大学大学院法務研究科 教授				

作業部会1

(権利擁護支援の地域連携ネットワーク機能強化WG)

	所属・役職(○:作業部会長)
加藤 良典	豊田市 福祉部 福祉総合相談課 担当長
笹川 和哉	本別町社会福祉協議会 地域福祉活動推進部門 管理者
永田 祐	同志社大学 社会学部 社会福祉学科 教授
丸山 広子	埼玉県社会福祉協議会 権利擁護センター所長
○ 山野目 章夫	早稲田大学大学院法務研究科 教授

- モデル事業に取り組む自治体(市町村)が事業を推進するうえでの検討事項や留 意点の整理
- モデル事業の制度化に向けて、今後検討が必要と考えられる課題の整理

作業部会2

(都道府県の取組強化(権利擁護意識の醸成、利益相反防止)検討WG)

	所属・役職(○:作業部会長)
稲田 龍樹	弁護士法人TLEO 虎ノ門法律経済事務所・弁護士
海野 芳隆	静岡県社会福祉協議会 生活支援部 権利擁護課長
○ 上山 泰	新潟大学 法学部 教授
久津摩 和弘	(一社) 日本地域福祉ファンドレイジングネットワークCOMMNET 理事長
熊田 均	特定非営利活動法人 東濃成年後見センター 副理事長・弁護士
平塚 直也	長野県 健康福祉部 地域福祉課 地域支援係 推進員

- 権利擁護意識の醸成、寄付文化の醸成(FR)に関する検討事項や留意点の整理
- 支援困難事例を担う法人後見に対する都道府県等によるバックアップの仕組みに関する検討事項 や留意点の整理
- 法人後見実施団体による自己評価の仕組みの提案

「持続可能な権利擁護支援モデル事業」実施自治体等説明会の開催

- 第二期計画に基づき、総合的な権利擁護支援策の充実を図るため、厚生労働省では、令和4年度より「持続可能な権利擁護支援モデル事業」を実施。
- これに関して、モデル事業を実施予定の8自治体(2県・6市町)及びモデル事業に関心を持つ47自治体(6都道府県・4 1市町村)を対象に説明会(会場とオンラインのハイブリット形式)を開催した。
- 今後は、モデル事業の周知等を行うセミナーを各ブロック単位で開催する予定。

◆ 説明会の実施概要について

- 1日目は、モデル事業の必要性や概要、留意点等を説明するとともに、実施予定の8自治体からの実施構想の報告・共有を実施。
- 2日目は、モデル事業の着手に向けた計画づくりと多様な主体の参画を促すためのファンドレイジングに関する講義・演習を実施。

	1日目		2日目
1	挨拶・趣旨等説明「総合的な権利擁護支援策を充実する必要性」	1	講義「社会的インパクト志向の計画の作り方」
2	行政説明「持続可能な権利擁護支援モデル事業の概要と事業実施 に当たっての留意事項」	2	講義「福祉活動におけるファンドレイジング基礎知識」
3	令和4年度「持続可能な権利擁護支援モデル事業」実施予定自治体 の事業実施構想について(報告)	3	演習「インパクトゴール設定とロジックモデルづくり」
4	ミニ講義「利益相反と関係性注意事案について」		_
5	参加者によるグループ意見交換・質疑応答		-

<説明会の様子(会場2日目)>



◆ 令和4年度「持続可能な権利擁護支援モデル事業」実施予定自治体

- 【テーマ①】地域連携ネットワークにおいて、民間企業等が権利擁護支援の一部に参画する取組 (実施予定自治体:2自治体)静岡県、取手市
- 【テーマ②】簡易な金銭管理等を通じ、地域生活における意思決定を支援する取組 (実施予定自治体:5自治体)長野市、豊田市、八尾市、藤沢市、黒潮町
- 【テーマ③】寄付等の活用や、虐待案件等を受任する法人後見など、都道府県の機能を強化する取組 (実施予定自治体:1 自治体)長野県

新たな連携・協力体制を構築するモデル事業の実施

(生活困窮者就労準備支援事業等補助金:「持続可能な権利擁護支援モデル事業」)

【要旨】

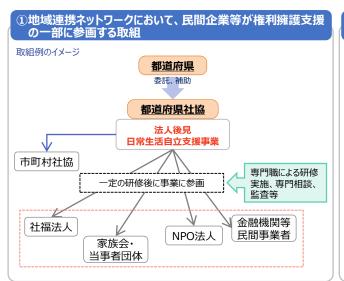
令和4年度予算額(令和3年度予算額) 37,500千円(一千円)

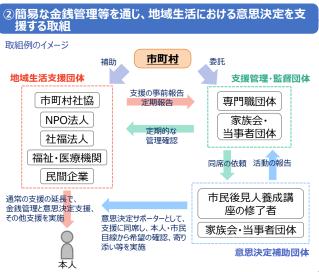
- 第二期基本計画期間(令和4年度~8年度)に2025年を迎え、認知症高齢者の増加などにより、成年後見制度の利用を含む 権利擁護支援のニーズの高まりが想定される。相続や不動産売却処分などの法律行為が必要な場合など、成年後見制度に よる支援が必要な方が適切に制度を利用できるようにするとともに、広範な権利擁護支援ニーズに対応していくためには、多 様な主体の参画を得て、権利擁護支援に係る新たな連携・協力による支援体制を構築することが肝要。
- 一方で、寄付等の活用や民間団体等の参画を促す際には、利益相反関係が生じる可能性があるなど、このような体制を全 国的に拡大していくためには、予めルールやスキームを整理する必要がある。
- 本事業では、自治体において、多様な主体の参画による権利擁護支援に係る連携・協力体制づくりをモデル的に実施し、新たな支え合いの構築に向け、取組の効果や取組の拡大に向け解消すべき課題等の検証を行う。

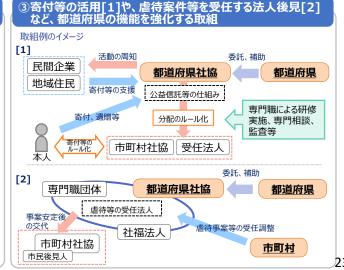
事業内容

- 持続可能な権利擁護支援モデル事業 【実施主体:都道府県·市町村(委託可)】
 - 3つのテーマに関して、多様な主体の参画を得ながら、利益相反関係等の課題の整理を含め、既存の関係性や手法に限定しない持続可能な権利擁護支援の仕組みづくりを検討する。

<基 準 額> 1自治体あたり 5,000千円 <補 助 率> 3/4







・参考:令和4年度予算について(再掲を含む)



第二期成年後見制度利用促進基本計画推進に係る令和4年度予算の基本的考え方

- 地域連携ネットワークについては、全国どの地域においても、尊厳をもったその人らしい生活を継続することができるよう、必要な人が成年後見制度を利用できるようにすることを目的として、<u>市町村が主体となって体制整備を進めてきた</u>。そして、市町村による中核機関の整備等によって、地域連携ネットワークにおける広報・相談の取組が進んできており、必要な人が成年後見制度を利用できる体制が全国各地で構築されつつある。
- 一方で、現行計画の取組では、人口規模が小さく、社会資源等が乏しい<u>町村部などで体制整備が十分に進んでいない</u>。
- また、今後は、尊厳をもったその人らしい生活の継続にふさわしい形で成年後見制度の利用が促進されるよう、これまでの<u>広報・相談の取組に加えて、後見人等の受任者調整を含めた制度の利用促進や後見人等の支援を充実させていく必要</u>がある。

(要求の考え方)

今後、2025年を迎えて認知症高齢者が増加するなどして、成年後見制度の利用を含む権利擁護支援のニーズが更に多様化、増大する見込みに対応し、地域連携ネットワークが多様な主体の積極的な参画の下で持続可能な形で運営されるようにするため、次の考え方による要求を行う。

① <u>都道府県による市町村体制整備支援の機能を強化し、小規模市町村などの中核機関等の体制整備・地域連携ネットワークの構築を促進</u>する。 中核機関のコーディネート機能の強化等により、② 住民同士の「互助」、「福祉」による支援、「司法」による支援の各々における権利擁護支援機能 を強化し、③ 地域連携ネットワーク関係者の連携・協力関係を強化する。

令和3年度まで

○ 市町村による中核機関の整備を通じた、地域連携ネットワークの構築の推進



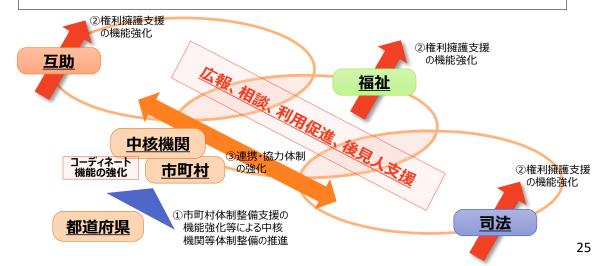
課題

中核機関を中心としたスキームであるため、

- 人口規模が小さく、社会資源等が乏しい町村部などで、中核 機関等の体制整備や地域連携ネットワークの構築が十分に進ん でいない。
- 中核機関に各種取組の実施が偏重しやすく、地域連携ネット ワーク全体としての機能強化が進みにくい。

令和4年度要求の基本コンセプト

- ① 都道府県の機能強化等による中核機関等体制整備の推進(現行計画の課題への取組)
- ② 多様な主体による権利擁護支援の機能強化(次期計画の推進)
- ③ 地域連携ネットワーク関係者の連携・協力体制の強化(次期計画の推進)



成年後見制度利用促進関係予算(令和4年度予算)

		社会・援護局	老健局	障害保健福祉部
市町村計画の策定		○市町村計画策定費の地方交付税措置 (H30年度~)		
権利擁護支援の地域連携 ネットワークづくりの推進		 市町村における中核機関整備・運営費の地方交付税措置(H30年度~) ●自治体・中核機関における権利擁護支援体制の強化(3.2億円)・都道府県による市町村支援機能強化、中核機関のコーディネート機能強化等の成年後見制度利用促進体制整備研修(0.6億円) ○ 任意後見・補助・保佐等の広報・相談強化事業(1.2億円) ● 成年後見制度利用促進現状調査等事業(0.1億円) 		
意思決定支持による権利	爱の推進等 雍護支援の強化	● 互助・福祉・司法における権利擁護支援の機能強化事業(0.9億円)・都道府県等による意思決定支援研修、オンライン活用、制度への移行支援●持続可能な権利擁護支援モデル事業(0.4億円)		
担い手の	市民後見人の育成 (養成研修等)		○権利擁護人材育成事業 (地域医療介護総合確保基金(介護従 事者確保分)137億円の内数)	
確保・育成	法人後見の支援 (研修、専門職との 連携体制整備等)			○法人後見支援事業 (地域生活支援事業費等補助金518億 円の内数)
成年後見制脈(申立費用、	度利用 後見等報酬)の助成		○成年後見制度利用支援事業(高齢者) ○成年後見制度利用支援事業(高齢者)	○成年後見制度利用支援事業(障害者) (地域生活支援事業費等補助金518億 円の内数)
	度の広報・啓発		(地域支援事業交付金1,928億円の内数)	○成年後見制度普及啓発事業(障害者) (地域生活支援事業費等補助金518億 円の内数) 2

第二期成年後見制度利用促進基本計画を通じた持続可能な権利擁護支援の推進

令和4年度予算額 6. 4億円(令和3年度予算額5. 9億円)

- 〇 第二期計画期間(令和4年度~8年度)に2025年を迎え、認知症高齢者等の増加が見込まれるなど、高まる成年後見制度の利用等のニーズに対応できる地域の体制整備が喫緊の課題である。
- 市町村による中核機関の整備と地域連携ネットワークの構築を推進するとともに、地域連携ネットワークにおける互助・福祉・司法の3つの支援の機能強化と、関係者間の連携・協力体制の強化を図り、持続可能な権利擁護支援を推進する。

1 都道府県の機能強化等による中核機関等体制整備の推進(第一期計画の課題への取組)

- (1) 自治体・中核機関における権利擁護支援体制の強化(都道府県による司法専門職・家庭裁判所との連携基盤づくり)
 - 都道府県において、司法専門職や家庭裁判所等と定例的な協議の場を設けるとともに、専門職などによる助言等が得られる体制を確保することで、 市町村による中核機関の整備等を推進する。
 - 市町村や中核機関の取組状況や課題等の実態を踏まえて、市町村支援を図るカリキュラムを追加した「成年後見制度利用促進体制整備研修」を 実施することで、都道府県の市町村支援機能を強化する。

2 多様な主体による権利擁護支援の機能強化(第二期計画の推進)

- (1) 互助・福祉・司法における権利擁護支援の機能強化
 - 都道府県・市町村・中核機関による、市民後見人や福祉・司法の関係者を対象にした意思決定支援や権利擁護支援に関する研修等を推進する。 また、意思決定支援の推進に向けた「成年後見制度利用促進現状調査等事業」を行う。
 - 互助・福祉・司法の支援を効果的に行うオンライン活用や、互助・福祉等の支援からの成年後見制度等への移行を推進する。
- (2) 任意後見・補助・保佐等の広報・相談の機能強化
 - 任意後見制度や補助・保佐類型等の全国的な広報を実施するほか、中核機関等に対する専門的な相談・助言体制を整備する。
- 3 地域連携ネットワーク関係者の連携・協力体制の強化(第二計画の推進)
 - (1) 自治体・中核機関における権利擁護支援体制の強化(中核機関等のコーディネート機能の強化)
 - 中核機関のコーディネート機能を強化することで、地域連携ネットワーク全体としての情報収集・相談機能や、受任調整機能を強化する。
 - 市町村間や近隣中核機関間の連携を図る取組を支援することで、広域連携に係るコーディネート機能を強化する。
 - (2) 新たな連携・協力体制を構築するモデル事業の実施
 - 地域連携ネットワークにおける民間団体等多様な主体の参画、地域生活における意思決定等の支援、寄付等の活用など新たな支え合いを進める 取組の実施方策の検証を行うモデル事業を実施する。

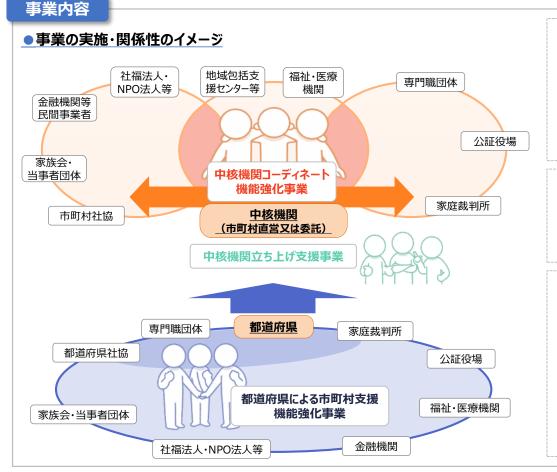
自治体・中核機関における権利擁護支援体制の強化

(生活困窮者就労準備支援事業等補助金:「成年後見制度利用促進体制整備推進事業」)

【要旨】

令和4年度予算額(令和3年度予算額) 318,560千円(358,357千円)

- 人口規模が小さく、社会資源等が乏しいことから、中核機関の整備状況が十分でない町村部を含めた市町村の体制整備を 後押しするため、都道府県において、司法専門職や家庭裁判所等と定例的な協議の場を設けるとともに、専門職などによる 助言等が得られる体制づくりを進める。
- 市町村においては、中核機関等の体制整備を進め、中核機関の立ち上げ後は、権利擁護支援の地域連携ネットワークを持続可能な形で運営できるよう、広域的な連携の推進を含め中核機関のコーディネート機能の強化を図る。



○ 中核機関コーディネート機能強化事業 【実施主体:市町村(委託可)】

中核機関における情報収集・相談対応に関する調整機能強化、法的課題解決後の市民後見人への交代等を想定した方針検討等を行う受任者調整、市町村間や近隣中核機関間の連携を図る取組を行う市町村に補助を行う。

〈基準額〉1,000千円/取組 (1市町村あたり最大3,000千円)

【加算】①調整体制の強化、②受任者調整の仕組み化、③広域連携の実施

<補助率> 1/2

○ 中核機関立5上げ支援事業 【実施主体:市町村(委託可)】

●市町村での中核機関の立ち上げに向けた検討会の実施等について補助を行う。

<基 準 額> 600千円

<補助率>1/2

○ 都道府県による市町村支援機能強化事業 【実施主体:都道府県(委託可)】

●司法専門職や家裁等との定期的な協議と市町村職員向け研修を実施する都道府県 に補助を行う。また、相談窓口を設置し、各アドバイザーの派遣等を行う場合は加算する。

<基 準 額> 1,000千円/必須取組

4,000千円/加算取組 (1都道府県あたり最大10,000千円)

【必須】①司法専門職や家庭裁判所等と定例的な協議の実施

②市町村・中核機関等の職員向け研修の実施

【加算】①体制整備アドバイザーの配置・派遣

②相談窓口の設置と専門的支援アドバイザーの配置・派遣

<補助率> 1/2

28

互助・福祉・司法における権利擁護支援の機能強化

(生活困窮者就労準備支援事業等補助金:「互助・福祉・司法における権利擁護支援の機能強化事業」)

【要旨】

令和4年度予算額(令和3年度予算額) 94,000千円(一千円)

- 成年後見制度利用促進が地域・福祉・司法など様々な分野・主体に関わるものであることを鑑み、また今後は、制度の利用者が増加する見込みであることに対応するため、中核機関による支援のみならず、住民等による「互助」、「福祉」による支援、「司法」による支援の各々において、権利擁護支援機能を強化することが重要。

事業内容

司法における権利擁

0

- - 令和 2 年度に国において作成した「意思決定支援研修」のカリキュラムや教材等を用いて、都道府県等において、親族後見人等を対象にした研修を実施する。
 - ●この他、市町村等の実情に応じて、地域の互助・福祉・司法の関係者を対象に、 権利擁護支援の強化を図る研修に取り組む。

<基 準 額> ①意思決定支援研修の実施 1,000千円

②その他、権利擁護支援の強化を図る研修の実施 300千円

<補助率> 1/2



- **互助・福祉・司法の効果的な支援を図るオンライン活用事業 【実施主体:都道府県・市町村**(委託可)】
 - ●中山間地、離島などの市町村において、司法専門職等の地域偏在により支援 が受けにくい状況等を解消するため、互助・福祉・司法における相談支援等の場面において、オンラインの活用を図る。

<基 準 額> 300千円

<補助率> 1/2

- 成年後見制度等への移行支援事業 【実施主体:都道府県・指定都市(委託可)】
 - 互助・福祉の支援(例:日常生活自立支援事業など)から、成年後見制度 等への移行を進める取組に対して補助を行う。

<基 準 額> 5,000千円

<補助率> 1/2



成年後見制度等での支援 が適切な利用者

互助・福祉の支援の利用者

移行支援の実施 成年後見制度の適切な利用へ

取組の例:コーディネーターの配置、市町村長申立所管部署や生活 保護所管部署等との事例検討、定期的なモニタリングとプランの見直 し、司法等専門職団体や医療機関の関与による外部点検など

29

新たな連携・協力体制を構築するモデル事業の実施

(生活困窮者就労準備支援事業等補助金:「持続可能な権利擁護支援モデル事業」)

【要旨】

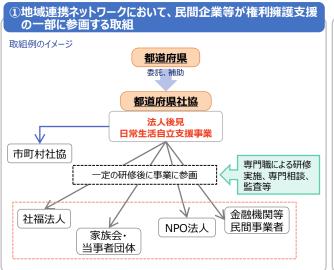
令和4年度予算額(令和3年度予算額) 37.500千円(一千円)

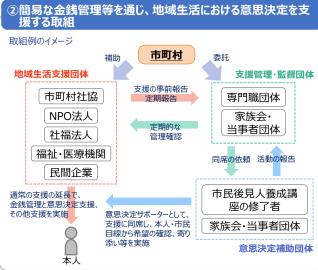
- 第二期基本計画期間(令和4年度~8年度)に2025年を迎え、認知症高齢者の増加などにより、成年後見制度の利用を含む権利擁護支援のニーズの高まりが想定される。相続や不動産売却処分などの法律行為が必要な場合など、成年後見制度による支援が必要な方が適切に制度を利用できるようにするとともに、広範な権利擁護支援ニーズに対応していくためには、多様な主体の参画を得て、権利擁護支援に係る新たな連携・協力による支援体制を構築することが肝要。
- 一方で、寄付等の活用や民間団体等の参画を促す際には、利益相反関係が生じる可能性があるなど、このような体制を全 国的に拡大していくためには、予めルールやスキームを整理する必要がある。
- 本事業では、自治体において、多様な主体の参画による権利擁護支援に係る連携・協力体制づくりをモデル的に実施し、新たな支え合いの構築に向け、取組の効果や取組の拡大に向け解消すべき課題等の検証を行う。

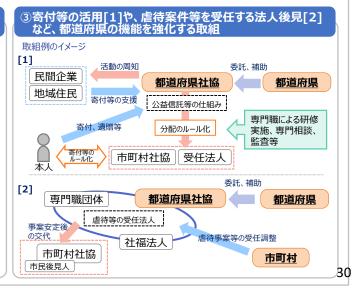
事業内容

- 持続可能な権利擁護支援モデル事業 【実施主体:都道府県·市町村(委託可)】
 - 3つのテーマに関して、多様な主体の参画を得ながら、利益相反関係等の課題の整理を含め、既存の関係性や手法に限定しない持続可能な権利擁護支援の仕組みづくりを検討する。

<基 準 額> 1自治体あたり 5,000千円 <補 助 率> 3/4







成年後見制度利用促進現状調査等事業

令和4年度予算額(令和3年度予算額) 10.590千円(-千円)

【要旨】

- 認知症高齢者の増加等、高まる成年後見制度の利用等のニーズに対して、次期基本計画において重要な取組の一つとなる意思決定支援については、対象者ごとのガイドラインがあり、今後は、共通する理念や考え方等を整理した上で更なる推進をしていくことが求められている。
- このことから、国としては、意思決定支援について、より良い運用を推進するため、各種ガイドラインに共通する考え方の整理や、意思決定を行う本人やその家族、意思決定支援に関与する福祉・司法の関係者等の現状認識の把握や分析などを行う調査を実施する。

事業内容

意思決定支援に関する各種現状調査の実施・集計・分析

- (1) 既存の各種意思決定支援ガイドラインにおける共通事項等の整理。
- (2) 意思決定を行う本人やその家族等の意向や考え方を把握する調査と、意思決定支援に関与する親族後見人や福祉・司法関係者の各種意思決定支援ガイドラインの運用における現状認識等を把握する調査を実施し、意思決定支援を推進する上で必要となる原則論や共通理念等について把握する。
- (3)調査報告書の作成。

認知症高齢者等の権利擁護に関する取組の推進

今後、高齢化に伴い認知症高齢者等の増加が見込まれる中、認知症高齢者等がその判断能力に応じて必要な介護や生活支援 サービスを受けながら日常生活を過ごすことができるよう、認知症高齢者等の状態の変化を見守りながら、介護保険サービス の利用援助や日常生活上の金銭管理等の支援から成年後見制度の利用に至るまでの支援が切れ目なく、一体的に確保されるよ う、認知症高齢者等の権利擁護に関する取組を推進。

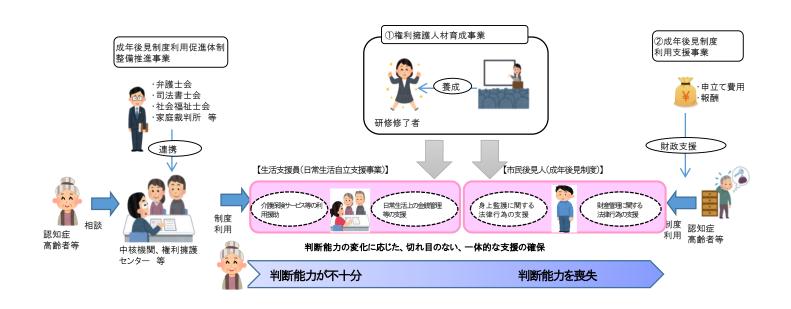
事業内容(令和4年度予算)

① 権利擁護人材育成事業 地域医療介護総合確保基金(介護分) 137億円の内数

成年後見制度の利用に至る前の支援から成年後見制度の利用に至るまでの支援が切れ目なく、一体的に確保されるよう、 権利擁護人材の育成を総合的に推進する。

② 成年後見制度利用支援事業 地域支援事業 1,928億円の内数

低所得の高齢者に対する成年後見制度の申立てに要する経費や成年後見人等に対する報酬の助成等を行う。



障害者に対する成年後見制度関係の事業について

令和4年度予算 地域生活支援事業費等補助金 518億円の内数

- ① 成年後見制度利用支援事業
 - ・事業内容

成年後見制度の利用に要する費用のうち、成年後見制度の申し立てに要する経費 (登記手数料、鑑定費用等)及び後見人等の報酬等の全部又は一部を補助する。

- 実施主体 市町村
- ② 成年後見制度法人後見支援事業
 - ・事業内容
 - (1) 法人後見実施のための研修
 - (2)法人後見の活動を安定的に実施するための組織体制の構築
 - (3) 法人後見の適正な活動のための支援
 - (4) その他、法人後見を行う事業所の立ち上げ支援など、法人後見の活動の推進に関する事業
 - 実施主体 市町村
- ③ 成年後見制度普及啓発事業
 - ・事業内容 成年後見制度の利用を促進するための普及啓発を行う。
 - 実施主体 都道府県、市町村

づくり

中核機関の整備や権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりに活用できる財源のイ メージ(令和4年度予算)

中核機関

権利擁護支援におけるオンラインの活用

●互助・福祉・司法における権利擁護支援の機能強化事業

権利擁護支援・意思決定支援についての理解の浸透

●互助・福祉・司法における権利擁護支援の機能強化事業

成年後見制度の広報・啓発

<高齢者>

- <障害者>
- ○成年後見制度利用支援事業 (地域支援事業交付金)
- ○成年後見制度普及啓発事業

(地域生活支援事業費等補助金)

市民後見人の育成・活躍支援

○権利擁護人材育成事業

(地域医療介護総合確保基金)

法人後見の担い手の育成

○法人後見支援事業

(地域生活支援事業費等補助金)

地域連携ネットワークの権利擁護支援機能を強化するための中核機関のコーディネート機能強化

- ●中核機関コーディネート機能強化事業(成年後見制度利用促進体制整備推進事業)
 - ・・・・①調整体制の強化(アウトリーチ、有資格者配置等)、②受任者調整のしくみ化、③広域連携の実施

中核機関整備・運営、市町村計画の策定 ()地方交付税措置

中核機関の立ち上げ

- ●中核機関立ち上げ支援事業(成年後見制度利用促進体制整備推進事業)
 - ・・・・立ち上げに向けた検討会の実施、先進地の視察等

権利擁護支援の新たな連携・協力のしくみづくり

●持続可能な権利擁護支援モデル事業

市町村

都道府県

権利擁護支援におけるオンラインの活用

●互助・福祉・司法における権利擁護支援の機能強化事業

意思決定支援研修の実施

●互助・福祉・司法における権利擁護支援の機能強化事業

市民後見人の育成等

○権利擁護人材育成事業

(地域医療介護総合確保基金)

都道府県による市町村支援、都道府県単位の地域連携ネットワークづくり

- 都道府県による市町村支援機能強化事業(成年後見制度利用促進体制整備推進事業)
 - 【必須】①都道府県協議会の開催、②市町村・中核機関等職員向け研修の実施
 - 【加算】①体制整備アドバイザー配置・派遣、②相談窓口の設置と専門的支援アドバイザーの配置・派遣

権利擁護支援の新たな 連携・協力のしくみづくり

●持続可能な権利擁護支援モデル事業